

令和5年度

# 予備自衛官補採用要項

## (一般公募)



### 1 受付期間

- 第1回：令和5年1月10日(火)から令和5年4月6日(木)まで(締切日必着)
- 第2回：令和5年6月1日(木)から令和5年9月21日(木)まで(同上)

第1回で採用予定数に達した場合、第2回は実施しない場合があります。

なお、技能公募との併願は可能ですが採用にあたっては、一般と技能のどちらか一方での採用となります。

### 2 採用予定数(参考 令和4年度)

北海道	東北	関東・甲信越(注)	東海・北陸・近畿・中国・四国	九州
北部方面隊管内	東北方面隊管内	東部方面隊管内	中部方面隊管内	西部方面隊管内
約110名	約130名	約555名	約575名	約180名

第1回と第2回を合わせた採用予定数です。

なお、令和5年度の採用予定数につきましては、決定次第、自衛官募集ホームページ等でお知らせします。

注：静岡県は関東・甲信越に含み、東海には含まれません。

### 3 受験資格

- 18歳以上34歳未満の者(現に常勤の隊員、短時間勤務の官職を占める隊員、予備自衛官若しくは即応予備自衛官である者を除く。)
- 自衛官であった者は、自衛官であった期間が1年未満の者(自衛官候補生から引き続き自衛官となった者にあつては、当該自衛官候補生としての勤務期間と自衛官としての勤務期間とを通算した期間が1年未満の者)
- 年齢の計算期日  
ア 第1回：令和5年7月1日(土)  
イ 第2回：令和5年12月18日(月)
- この試験を受けられない者  
ア 日本国籍を有しない者  
イ 自衛隊法第38条第1項の規定により自衛隊員となることができない者
  - 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
  - 法令の規定による懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
  - 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者  
ウ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者(心神耗弱を原因とする者以外)

### 4 試験

- 試験期日  
ア 第1回：令和5年4月8日(土)から4月23日(日)  
イ 第2回：令和5年9月23日(土)から10月9日(月)  
(いずれか1日を指定されます。)

#### (2) 試験場

各都道府県に所在する自衛隊地方協力本部ごとに、1か所以上の試験場を設置します(受付時又は自衛隊受験票交付時にお知らせします。)

#### (3) 試験種目及び内容

試験種目	試験内容
筆記試験	国語、数学、地理歴史及び公民、作文※
口述試験	個別面接
適性検査	予備自衛官補としての適性を判定する検査※
身体検査	身体検査の合格基準による。

※筆記試験及び適性検査はカメラ機能付のパソコン、スマートフォン等を用いたWEBによる試験を予定しております。詳細は各自衛隊地方協力本部にお問い合わせください。

(4) 主な身体検査の合格基準(注1)

検査項目	基準	
	男 子	女 子
身長	150cm以上のもの	140cm以上のもの
体重	身長と均衡を保っているもの(注2)	
視力	両側の裸眼視力が0.6以上又は矯正視力が0.8以上であるもの	
色覚	色盲又は強度の色弱でないもの	
聴力	正常なもの	
歯	多数のう歯又は欠損歯(治療を完了したものを除く。)のないもの	
その他 (尿検査 胸部X線検査等) (注3)	1 身体健全で慢性疾患、感染症に罹患していないもの。また、四肢関節等に異常のないもの 2 慢性疾患には次のものも含まれます。 (1) 気管支喘息(小児期に喘息と診断されたが、最近3年間は無治療で発作のないものは除く。) (2) 常時治療を要する又は感染症を伴う重症なアトピー性皮膚炎 (3) 腰痛(5年以上無症状で再発のおそれのないものを除く。) 脊椎疾患に関わる手術を5年以内に受けたもの (4) てんかん、意識障害の既往歴のあるもの(ただし、乳幼児期に限定した熱性けいれんやローランドてんかんの既往(服薬なしで発作が過去5年間なく、再発のおそれがないもので診断書等が必要)等を除く。) (5) 過度の肥満症 (6) 高血圧症、低血圧症 3 開腹手術の既往歴のないもの(ただし、次のものを除く。) (1) 外そけい・臍ヘルニア根治術 (2) 腸管癒着症状を残さない虫垂切除術 (3) 開腹手術のうち、腹腔鏡下手術の実施後1年以上再発・後遺症がないもの (4) 開腹手術の実施後5年以上再発・後遺症がないもの 4 刺青がないもの(注4)・自殺企図の既往歴のないもの・妊娠中でないもの・躁うつ病等の精神疾患のないもの又は既往歴のないもの	

注1：記載された検査項目以外にも、自衛隊の任務を遂行する上で支障を来す疾患(重篤な症状を来す可能性の高い食物アレルギーなど)について不合格となることがあります。「不合格疾患一覧表」は、自衛官募集ホームページ(重要なお知らせ)に掲載しておりますので、ご確認ください。

注2：「身長と均衡を保っているもの」の基準については合格基準表(5ページ)のとおり。なお、体重が基準を超過していても、体脂肪率を測定して合格とする場合があります。細部はお近くの自衛隊地方協力本部にお問い合わせください。

注3：「既往歴」、「手術歴」又は「身体上下不安等のあるものは、問診表に確実に記載し、身体検査時に必ず申し出てください。事実と異なる申告をした場合は、合格通知されていてもその事実が判明した時点で不合格となることがあります。」

注4：専ら美容を目的として眉又はまぶたにほどこされたものについては、この限りではありません。

※ 身体検査のため、Tシャツ及び短パンを持参してください。

※ 身体検査の合格基準については、変更になる場合があります。変更事項は自衛官募集ホームページ等でお知らせします。

(5) その他

試験に併せて薬物使用検査を実施します。

**5 受験手続**

次のいずれかの方法で、受験手続をしてください。

インターネットによる方法	郵送又は持参による方法												
自衛官募集ホームページ (https://www.mod.go.jp/gsd/f/jieikanbosyu/) から自衛官等インターネット応募サイトへアクセスし、画面の指示に従って必要事項を正しく入力し、応募受付期間中に送信してください。 応募受付期間中に本申込が完了した旨の電子メールが届かない場合は、応募受付期間中に必ず応募した自衛隊地方協力本部まで問い合わせてください。(注)	1 志願書類は、各都道府県に所在する自衛隊地方協力本部において、取り扱っています。志願書類の送付希望者は、宛先を明記した返信用封筒(A4判)に切手(140円)を貼って同封し、最寄りの自衛隊地方協力本部に請求してください。 <u>その際、「予備自衛官補(一般公募)志願書類」の請求であることを明記してください。</u> 自衛官募集ホームページ(https://www.mod.go.jp/gsd/f/jieikanbosyu/)から志願書類を請求又はダウンロードすることもできます。 2 志願者は、次の書類を最寄りの自衛隊地方協力本部に持参又は送付してください。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>内 容</th> <th>必要数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>志 願 票</td> <td>所定欄に6か月以内に撮影した写真を貼ってください(注1)。(脱帽、上半身、正面向、縦4cm、横3cm、裏面に氏名、募集種目を記入)</td> <td>1部</td> </tr> <tr> <td>自衛隊受験票</td> <td>志願票と同じ写真を貼ってください。</td> <td>1部</td> </tr> <tr> <td>返信用封筒(長形3号)</td> <td>宛先を明記し、返信用切手(84円)を貼ってください(注2)。</td> <td>1部</td> </tr> </tbody> </table> 注1：写真は「志願票」及び「自衛隊受験票」用で2枚必要となります。本人とわかる鮮明な写真で長期保存のできるものであれば、デジタル写真でも可能です。 注2：後日、返信用封筒をもって試験についてご連絡する予定です。試験日前になっても自衛隊受験票が届かない場合は、志願書類提出先の自衛隊地方協力本部へお問い合わせください。 3 その他 志願書類の提出後又は受験後、住所を変更したときには、速やかに最寄りの又は志願書類提出先の自衛隊地方協力本部に連絡してください。	項目	内 容	必要数	志 願 票	所定欄に6か月以内に撮影した写真を貼ってください(注1)。(脱帽、上半身、正面向、縦4cm、横3cm、裏面に氏名、募集種目を記入)	1部	自衛隊受験票	志願票と同じ写真を貼ってください。	1部	返信用封筒(長形3号)	宛先を明記し、返信用切手(84円)を貼ってください(注2)。	1部
項目	内 容	必要数											
志 願 票	所定欄に6か月以内に撮影した写真を貼ってください(注1)。(脱帽、上半身、正面向、縦4cm、横3cm、裏面に氏名、募集種目を記入)	1部											
自衛隊受験票	志願票と同じ写真を貼ってください。	1部											
返信用封筒(長形3号)	宛先を明記し、返信用切手(84円)を貼ってください(注2)。	1部											
注 インターネット応募にあたっての説明と各応募受付画面の留意事項を必ず確認してください。 自衛隊受験票発行通知メールを受領後に、自衛隊受験票をダウンロードして印刷してください。													

**6 合格者の発表**

(1) 合格発表日

ア 第1回 令和5年5月31日(水)

イ 第2回 令和5年11月9日(木)

(2) 合格者は、自衛隊地方協力本部ホームページに掲載するとともに、合格者に対しては、本人宛に採用候補者名簿記載通知書及び採用に関する意向調査書を送付します。

なお、不合格者については通知しません。

採用候補者名簿通知書等は、送付事情などにより、延着、不着となる場合もありますので、できるだけ自衛隊地方協力本部ホームページ等で確認してください。採用候補者名簿通知書等が発表の日から5日経過しても到着しない場合には、至急志願書類を提出した自衛隊地方協力本部にお問い合わせください。

(3) 合否の理由等に関する照会には原則応じられません。

注：個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)に基づく保有個人情報の開示請求は除く。

## 7 合格者の取扱い

合格者は採用候補者となり、名簿に記載されます。意向調査において採用に承諾された者のうち、上位者から順次採用予定者となり、第1回採用予定者は令和5年7月1日(土)、第2回採用予定者は令和5年12月18日(月)に予備自衛官補として採用されます。

※ 技能公募と併願し、両方合格した場合、意向調査時に一般と技能のどちらか一方を選択することになります。

## 8 その他

- (1) 受験のための交通費及び宿泊費は、各自の負担になります。
- (2) その他、不明な点については、志願書類提出先の自衛隊地方協力本部にお問い合わせください。

# 予備自衛官補として採用されると

### 1 教育訓練

#### (1) 目的

予備自衛官としての資質を養うとともに、予備自衛官として必要な知識及び技能を修得します。

#### (2) 教育訓練日数

3年以内に50日の教育訓練を受けます。

#### (3) 実施要領

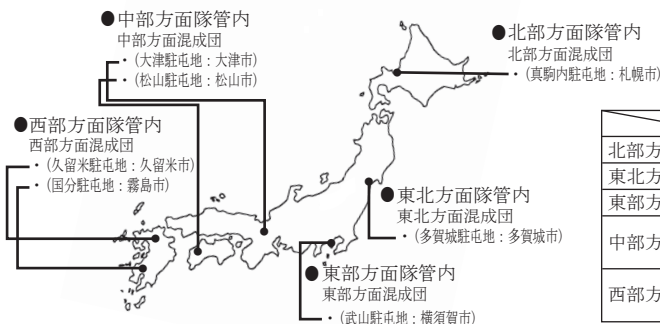
教育訓練は、第1段階(20日)、第2段階(20日)、第3段階(10日)に分けて実施します。

- ◆ 全般
  - 教育訓練を3段階に区分し、それぞれ5日間の教育訓練(A～J)を設定
  - 第1段階での「C、D」及び第2段階での「E～H」は、順番に関係なく履修できます。
- ◆ 各段階
  - 第1段階：初歩的な識能を付与する段階
  - 第2段階：戦闘行動に必要な識能を付与する段階
  - 第3段階：各種識能を総合化する段階

※ 具体的な教育訓練要領は、最寄りの自衛隊地方協力本部にお問い合わせください。

段階 タイプ	第1段階(20日)				第2段階(20日)				第3段階(10日)	
	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J
課目	精神教育・サービス・体育									
	基本教練		戦闘訓練		野戦築城		戦闘訓練		戦闘訓練	
			格闘		野戦勤務		通信		野戦勤務	
					野外勤務		特殊武器防護		武器訓練及び射撃	
					野外衛生及び救急法				実弾射撃	

#### (4) 教育訓練を担当する部隊及び実施場所



	教育部隊	駐屯地	所在地	電話番号
北部方面隊管内	北部方面混成団	真駒内	北海道札幌市南区真駒内17	011(581)3191
東北部方面隊管内	東北部方面混成団	多賀城	宮城県多賀城市丸山2-1-1	022(365)2121
東部方面隊管内	東部方面混成団	武山	神奈川県横須賀市御幸浜1-1	0468(56)1291
中部方面隊管内	中部方面混成団	大津	滋賀県大津市際川1-1-1	077(523)0034
		松山	愛媛県松山市南梅本町乙115	089(975)0911
西部方面隊管内	西部方面混成団	久留米	福岡県久留米市国分町100	0942(43)5391
		国分	鹿児島県霧島市国分福島2-4-14	0995(46)0350

### 2 待遇等

#### (1) 身分

非常勤の特別職国家公務員

#### (2) 手当等

教育訓練招集手当：日額8,500円(教育訓練参加日数分支給) ※手当は課税対象になります。

教育訓練招集旅費：教育訓練招集に応じて、教育訓練に参加する場合、自宅から教育訓練実施駐屯地までの交通費が支給されます。

#### (3) 衣食住

ア 食事：教育訓練招集間は無料支給されます。

イ 宿泊：教育訓練招集間は駐屯地内の定められた宿舎に宿泊(無料)することとなります。

ウ 被服等：教育訓練で使用する作業服等は無償貸与されます。

### 3 健康管理・災害補償

#### (1) 健康管理

教育訓練招集間は、自衛隊内の医務室や自衛隊病院等の利用が可能となります。

#### (2) 災害補償

教育訓練招集中の公務上の災害については、自衛官と同様の補償が受けられます。



予備自衛官補制度  
の詳細はこちら

# 予備自衛官に任官すると

## 1 予備自衛官の概要

予備自衛官は、非常勤の特別職国家公務員として、ふだんはそれぞれの職業に従事しながら、訓練招集命令により出頭し、予備自衛官として必要な知識・技能を維持するため年間5日間の訓練を受けます。

防衛出動時等において必要があると認める場合には、防衛招集命令又は国民保護等招集命令により出頭し、自衛官となって、後方の警備や後方支援又は国民の保護のための措置等の任務にあたります。また、災害時において特に必要と認められる場合には、災害招集命令により出頭し、自衛官となって災害救助活動等に従事します。

## 2 予備自衛官補から予備自衛官への任用

50日間の教育訓練を修了した者は修了の翌日に陸上予備自衛官として任用されます。また、予備自衛官への任用の日をもって2等陸士の階級を指定されます。勤務期間は3年を1任期として任用され、引き続き希望する者は、選考により3年を任期として継続任用されます。

## 3 予備自衛官から即応予備自衛官への任用

一般公募出身の予備自衛官のうち、希望する者は所定の教育訓練を経て、即応予備自衛官となることも可能です。

## 4 予備自衛官の処遇等

項目		内容
身分		非常勤の特別職国家公務員
手当等	予備自衛官手当	月額4,000円(予備自衛官として任用期間中支給)(注1)
	訓練招集手当	日額8,100円(訓練招集参加日数分支給)(注1)(注2)
	訓練招集旅費	訓練招集に応じて訓練に参加する場合、自宅から訓練実施駐屯地までの交通費が支給されます。
衣食住	被服等	訓練招集で使用する被服等は無償貸与されます。
	食事	訓練招集間は無料支給されます。
	宿泊	訓練招集間は駐屯地内の定められた宿舎に宿泊(無料)することになります。
健康管理		訓練招集中は、自衛隊内の医務室や自衛隊病院等の利用が可能となります。
災害補償		訓練招集中の公務上の災害については、自衛官と同様の補償が受けられます。

注1：手当は課税対象になります。

注2：即応予備自衛官への任用を志願する一般公募予備自衛官が訓練に従事した場合は、日額8,300円支給されます。

## 5 予備自衛官の招集訓練

予備自衛官の招集訓練は、5日間連続して実施する訓練(5日間訓練)を基本として行っています。

### ◆ 招集訓練の概要

5日間訓練	部隊等で、精神教育、武器訓練、体育訓練等のほか職種訓練が部隊の特性に応じ行われます。
-------	--

## 6 防衛招集等

予備自衛官は、防衛招集命令、国民保護等招集命令及び災害招集命令により招集され、出頭した日をもって自衛官となります。

### (1) 防衛招集

防衛出動命令が発せられた場合又は事態が緊迫し、防衛出動命令が発せられることが予測される場合において、必要と認めるときには、閣議決定を経て、防衛大臣から予備自衛官に対し防衛招集命令が発せられます。

### (2) 国民保護等招集

国民の保護のための措置又は緊急対処保護措置(いずれも治安の維持に係るものを除く。)のため必要があると認めるときには、閣議決定を経て、防衛大臣から予備自衛官に対し国民保護等招集命令が発せられます。

### (3) 災害招集

災害が発生し、特に必要があると認める場合は、閣議決定を経て、防衛大臣から予備自衛官に対し災害招集命令が発せられます。



予備自衛官等制度  
の詳細はこちら



■ 合格基準表

男子

身長	体重	体重超過の判定基準
cm	kg以上	kg以上
150.0～	44	65
152.0～	45	67
155.0～	47	69
158.0～	47.5	71.5
161.0～	48	74
164.0～	49	76.5
167.0～	50	79
170.0～	52	81.5
173.0～	54	84
176.0～	56	86.5
179.0～	58	89
182.0～	60	91.5
185.0～	62	94
188.0～	64	96.5
191.0～	66	99

女子

身長	体重	体重超過の判定基準
cm	kg以上	kg以上
140.0～	38	52
142.0～	39	53
145.0～	40	55
148.0～	42	57
150.0～	43	58
152.0～	43.5	59.5
155.0～	44	62
158.0～	44.5	64.5
161.0～	45	67
164.0～	46	69.5
167.0～	47.5	72
170.0～	49	74.5
173.0～	51	77
176.0～	53	79.5
179.0～	55	82
182.0～	57	85
185.0～	59	88
188.0～	61	91
191.0～	63	94

■ 志願票・自衛隊受験票記入例

予備自衛官補 志願票

予補

① 氏名	ぼうえい いちろう		写真	地方協力本部
② 生年月日	昭和 ○○年 ○○月 ○○日	年齢 ○○歳	受検番号	年月日
③ 職業	○○○	令和 年 月 撮影	指定試験場	
④ 志願区分	一般・技能(陸上・海上)			
技術区分等	予備自衛官補(技能)のみ記入	特 技		
現住所	〒○○○-○○○			
⑤ 家族等連絡先	ぼうえい たろう			
⑥ 応募資格に該当する学歴	学校名	部科名	所在地(市町村名まで記入)	在学期間等(右欄は○で囲む。)
職歴	予備自衛官補(技能)で技術区分「衛生甲」、「法務」、「語学」又は「船舶甲」、「船舶乙」を志願する者のみ記入			
⑦ 自衛官経験者記入欄	採用	用	退職	職

☆志願票の「記入上の注意」をよく読んで下記の要領で記入してください。

- 「氏名」：戸籍に記載されているとおり正確に記入
- 「生年月日」：年齢は1ページ3(3)年齢の計算期日現在の年齢を記入
- 「職業」：「大学生」、「大学院生」、「専門学校生」、「会社員」、「無職」等と記入
- 「志願区分」：一般を○で囲む。
- 「現住所」：志願者本人の現住所を都道府県から番地、マンション名・室番号まで詳細に記入。また、電話番号(携帯可)も志願者本人と直接連絡が取れるものを記入。なお、「メールアドレス(連絡希望者)」は合格を通知するものではありません。
- 「家族等連絡先」：志願者本人と連絡が取れない場合に代理となる方の氏名、続柄、住所(都道府県から番地、マンション名・室番号)及び電話番号を記入。ただし、住所が現住所と同じであれば住所欄に「同上」と記入。また、代理となる方がいない場合は空欄可
- 「自衛官経験者記入欄」：採用、退職欄にそれぞれ記入

注：記入欄が足りないときは、適宜の用紙をつけて記入してください。

注：志願票については変更になる可能性があります。詳細については最寄りの自衛隊地方協力本部で確認してください。

注：年月日については和暦で記入

注：写真(志願票及び自衛隊受験票用)：本人とわかる鮮明な写真で長期保存のできるものであれば、デジタル写真でも可

<自衛隊法第38条第1項>

- 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 法令の規定による懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

自衛隊受験票

応募種別	一般幹部候補生「大卒程度・院卒者」、航空学生、一般曹候補生、医科・歯科幹部自衛官、技術海上幹部、技術航空幹部、技術海曹、技術空曹、防衛大学校学生「推薦・総合選抜・一般」、防衛医科大学校学生「医学科・看護学科(自衛官候補看護学生)」、陸上自衛隊高等工科学校生徒「推薦・一般」、自衛官候補生、予備自衛官補(一般・技能(陸上)・技能(海上))
受検番号	注
氏名	ぼうえい いちろう 防衛 一郎
試験場	注
試験日時	注

- 注：1 応募種別、氏名欄のみ記入、応募種別は該当を○で囲むこと。  
2 一般幹部候補生志願者は、大卒程度・院卒者の区分を○で囲むこと。  
3 防衛大学校学生志願者は、推薦・総合選抜・一般の区分を○で囲むこと。  
4 防衛医科大学校学生志願者は、医学科・看護学科(自衛官候補看護学生)の区分を○で囲むこと。  
5 陸上自衛隊高等工科学校生徒志願者は、推薦・一般の区分を○で囲むこと。  
6 予備自衛官補志願者は、一般・技能(陸上)・技能(海上)の区分を○で囲むこと。

●志願書類の請求・提出先(受付機関)

地方協力本部	郵便番号	所在地	電話番号	URL
札幌	060-8542	札幌市中央区北4条西15丁目1	011(631)5472	<a href="https://www.mod.go.jp/pco/sapporo/">https://www.mod.go.jp/pco/sapporo/</a>
函館	042-0934	函館市広野町6-25	0138(53)6241	<a href="https://www.mod.go.jp/pco/hakodate/">https://www.mod.go.jp/pco/hakodate/</a>
旭川	070-0902	旭川市春光町国有無番地	0166(51)6055	<a href="https://www.mod.go.jp/pco/asahikawa/">https://www.mod.go.jp/pco/asahikawa/</a>
帯広	080-0024	帯広市西14条南14丁目4	0155(23)5882	<a href="https://www.mod.go.jp/pco/obihiro/">https://www.mod.go.jp/pco/obihiro/</a>
青森	030-0861	青森市長島1丁目3-5 青森第2合同庁舎2F	017(776)1594	<a href="https://www.mod.go.jp/pco/aomori/">https://www.mod.go.jp/pco/aomori/</a>
岩手	020-0023	盛岡市内丸7番25号 盛岡合同庁舎2F	019(623)3236	<a href="https://www.mod.go.jp/pco/iwate/">https://www.mod.go.jp/pco/iwate/</a>
宮城	983-0842	仙台市宮城野区五輪1丁目3-15 仙台第3合同庁舎1F	022(295)2612	<a href="https://www.mod.go.jp/pco/miyagi/">https://www.mod.go.jp/pco/miyagi/</a>
秋田	010-0951	秋田市山王4丁目3-34	018(823)5404	<a href="https://www.mod.go.jp/pco/akita/">https://www.mod.go.jp/pco/akita/</a>
山形	990-0041	山形市緑町1-5-48 山形地方合同庁舎1・2F	023(622)0712	<a href="https://www.mod.go.jp/pco/yamagata/">https://www.mod.go.jp/pco/yamagata/</a>
福島	960-8162	福島市南町86	024(546)1920	<a href="https://www.mod.go.jp/pco/fukushima/">https://www.mod.go.jp/pco/fukushima/</a>
茨城	310-0011	水戸市三の丸3丁目11-9	029(231)3315	<a href="https://www.mod.go.jp/pco/ibaraki/">https://www.mod.go.jp/pco/ibaraki/</a>
栃木	320-0043	宇都宮市桜5丁目1-13 宇都宮地方合同庁舎2F	028(634)3385	<a href="https://www.mod.go.jp/pco/tochigi/">https://www.mod.go.jp/pco/tochigi/</a>
群馬	371-0805	前橋市南町3丁目64-12	027(221)4471	<a href="https://www.mod.go.jp/pco/gunma/">https://www.mod.go.jp/pco/gunma/</a>
埼玉	330-0061	さいたま市浦和区常盤4丁目11-15 浦和地方合同庁舎3F	048(831)6043	<a href="https://www.mod.go.jp/pco/saitama/">https://www.mod.go.jp/pco/saitama/</a>
千葉	263-0021	千葉市稲毛区轟町1丁目1-17	043(251)7151	<a href="https://www.mod.go.jp/pco/chiba/">https://www.mod.go.jp/pco/chiba/</a>
東京	162-8850	新宿区市谷本村町10番1号	03(3260)0543	<a href="https://www.mod.go.jp/pco/tokyo/">https://www.mod.go.jp/pco/tokyo/</a>
神奈川	231-0023	横浜市中区山下町253-2	045(662)9429	<a href="https://www.mod.go.jp/pco/kanagawa/">https://www.mod.go.jp/pco/kanagawa/</a>
新潟	950-8627	新潟市中央区美咲町1丁目1-1 新潟美咲合同庁舎1号館7F	025(285)0515	<a href="https://www.mod.go.jp/pco/niiigata/">https://www.mod.go.jp/pco/niiigata/</a>
山梨	400-0031	甲府市丸の内1丁目1番18号 甲府合同庁舎2F	055(253)1591	<a href="https://www.mod.go.jp/pco/yamanashi/">https://www.mod.go.jp/pco/yamanashi/</a>
長野	380-0846	長野市旭町1108 長野第2合同庁舎1F	026(233)2108	<a href="https://www.mod.go.jp/pco/nagano/">https://www.mod.go.jp/pco/nagano/</a>
静岡	420-0821	静岡市葵区柚木366	054(261)3151	<a href="https://www.mod.go.jp/pco/sizuoka/">https://www.mod.go.jp/pco/sizuoka/</a>
富山	930-0856	富山市牛島新町6-24	076(441)3271	<a href="https://www.mod.go.jp/pco/toyama/">https://www.mod.go.jp/pco/toyama/</a>
石川	921-8506	金沢市新神田4丁目3-10 金沢新神田合同庁舎3F	076(291)6250	<a href="https://www.mod.go.jp/pco/ishikawa/">https://www.mod.go.jp/pco/ishikawa/</a>
福井	910-0019	福井市春山1丁目1-54 福井春山合同庁舎10F	0776(23)1910	<a href="https://www.mod.go.jp/pco/fukui/">https://www.mod.go.jp/pco/fukui/</a>
岐阜	502-0817	岐阜市長良福光2675-3	058(232)3127	<a href="https://www.mod.go.jp/pco/gifu/">https://www.mod.go.jp/pco/gifu/</a>
愛知	454-0003	名古屋市中川区松重町3-41	052(331)6266	<a href="https://www.mod.go.jp/pco/aichi/">https://www.mod.go.jp/pco/aichi/</a>
三重	514-0003	津市桜橋1丁目91	059(225)0531	<a href="https://www.mod.go.jp/pco/mie/">https://www.mod.go.jp/pco/mie/</a>
滋賀	520-0044	大津市京町3-1-1 大津びわ湖合同庁舎5F	077(524)6446	<a href="https://www.mod.go.jp/pco/shiga/">https://www.mod.go.jp/pco/shiga/</a>
京都	604-8482	京都市中京区西ノ京笠殿町38 京都地方合同庁舎3F	075(803)0820	<a href="https://www.mod.go.jp/pco/kyoto/">https://www.mod.go.jp/pco/kyoto/</a>
大阪	540-0008	大阪市中央区大手前4-1-67 大阪合同庁舎第2号館3F	06(6942)0715	<a href="https://www.mod.go.jp/pco/osaka/">https://www.mod.go.jp/pco/osaka/</a>
兵庫	651-0073	神戸市中央区脇浜海岸通1-4-3 神戸防災合同庁舎4F	078(261)8600	<a href="https://www.mod.go.jp/pco/hyogo/">https://www.mod.go.jp/pco/hyogo/</a>
奈良	630-8301	奈良市高畑町552 奈良第2地方合同庁舎1F	0742(23)7001	<a href="https://www.mod.go.jp/pco/nara/">https://www.mod.go.jp/pco/nara/</a>
和歌山	640-8287	和歌山市築港1丁目14-6	073(422)5116	<a href="https://www.mod.go.jp/pco/wakayama/">https://www.mod.go.jp/pco/wakayama/</a>
鳥取	680-0845	鳥取市富安2-89-4 鳥取第1地方合同庁舎6F	0857(23)2251	<a href="https://www.mod.go.jp/pco/tottori/">https://www.mod.go.jp/pco/tottori/</a>
島根	690-0841	松江市向島町134-10 松江地方合同庁舎4F	0852(21)0015	<a href="https://www.mod.go.jp/pco/shimane/">https://www.mod.go.jp/pco/shimane/</a>
岡山	700-8517	岡山市北区下石井1-4-1 岡山第2合同庁舎2F	086(226)0361	<a href="https://www.mod.go.jp/pco/okayama/">https://www.mod.go.jp/pco/okayama/</a>
広島	730-0012	広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎4号館6F	082(221)2957	<a href="https://www.mod.go.jp/pco/hiroshima/">https://www.mod.go.jp/pco/hiroshima/</a>
山口	753-0092	山口市八幡馬場814	083(922)2325	<a href="https://www.mod.go.jp/pco/yamaguchi/">https://www.mod.go.jp/pco/yamaguchi/</a>
徳島	770-0941	徳島市万代町3-5 徳島第2地方合同庁舎5F	088(623)2220	<a href="https://www.mod.go.jp/pco/tokushima/">https://www.mod.go.jp/pco/tokushima/</a>
香川	760-0019	高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎南館2F	087(823)9206	<a href="https://www.mod.go.jp/pco/kagawa/">https://www.mod.go.jp/pco/kagawa/</a>
愛媛	790-0003	松山市三番町8丁目352-1	089(941)8381	<a href="https://www.mod.go.jp/pco/ehime/">https://www.mod.go.jp/pco/ehime/</a>
高知	780-0061	高知市栄田町2-2-10 高知よさこい咲都合同庁舎8F	088(822)6128	<a href="https://www.mod.go.jp/pco/kochi/">https://www.mod.go.jp/pco/kochi/</a>
福岡	812-0878	福岡市博多区竹丘町1丁目12番	092(584)1881	<a href="https://www.mod.go.jp/pco/fukuoka/">https://www.mod.go.jp/pco/fukuoka/</a>
佐賀	840-0047	佐賀市与賀町2-18	0952(24)2291	<a href="https://www.mod.go.jp/pco/saga/">https://www.mod.go.jp/pco/saga/</a>
長崎	850-0862	長崎市出島町2-25 防衛省長崎合同庁舎	095(826)8844	<a href="https://www.mod.go.jp/pco/nagasaki/">https://www.mod.go.jp/pco/nagasaki/</a>
大分	870-0016	大分市新川町2丁目1番36号 大分合同庁舎5F	097(536)6271	<a href="https://www.mod.go.jp/pco/oita/">https://www.mod.go.jp/pco/oita/</a>
熊本	860-0047	熊本市西区春日2丁目10-1 熊本地方合同庁舎B棟3F	096(297)2051	<a href="https://www.mod.go.jp/pco/kumamoto/">https://www.mod.go.jp/pco/kumamoto/</a>
宮崎	880-0901	宮崎市東大湊2丁目1-39	0985(53)2643	<a href="https://www.mod.go.jp/pco/miyazaki/">https://www.mod.go.jp/pco/miyazaki/</a>
鹿児島	890-8541	鹿児島市東郡元町4番1号 鹿児島第2地方合同庁舎1F	099(253)8920	<a href="https://www.mod.go.jp/pco/kagoshima/">https://www.mod.go.jp/pco/kagoshima/</a>
沖縄	900-0016	那覇市前島3丁目24-3-1	098(866)5457	<a href="https://www.mod.go.jp/pco/okinawa/">https://www.mod.go.jp/pco/okinawa/</a>

< 自衛官募集ホームページ >

(予備自衛官補)



< 自衛官募集ツイッター >



● お問合せは、下記自衛隊地方協力本部へ。